

45—10 P U D T

審決書等における当事者等の表示

1. 審決書等における当事者等の表示は、事件の表示の前に文例のように記載する（国際意匠登録出願に係る事件→00—03）。
2. 当事者及び参加人が法人である場合、その代表者の氏名の記載は省略する。
3. 当事者及び参加人が複数ある場合、全員を列記し、代理人がいれば、各授権者の次に、代理人全員を列記する。
4. 法定代理人がある場合には、「法定代理人〇〇」と記載する。
5. 破産、更生管財人などがある場合には、「管財人〇〇」と記載する。
6. 指定代理人のときは指定代理人の職名及びその名前を記載する。

〔説明〕

「国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第5条によれば、「……所部の職員でその指定するものに……」と規定されているので、これに準じて職名及び氏名を記載することになるが、事務処理上の理由から上記のように記載する。

7. 当事者の住所等が変更されていることが、特許原簿等により判明した場合、変更後の住所で表示されることがある。

記載例

東京都〇〇区・・・・・・・・

請求人 A 社

東京都〇〇区・・・・・・・・

代理人弁理士 甲

東京都〇〇区・・・・・・・・

代理人弁理士 乙

東京都〇〇区・・・・・・・・

請求人 B 社

東京都〇〇区・・・・・・・・

代理人弁理士 甲

(文 例)

住所又は居所

請求人 氏名又は名称

住所又は居所

代理人 氏名又は名称

住所又は居所

参加人 氏名又は名称

住所又は居所

代理人 氏名又は名称

住所又は居所

被請求人 氏名又は名称

住所又は居所

代理人 氏名又は名称

住所又は居所

参加人 氏名又は名称

住所又は居所

代理人 氏名又は名称

(改訂 H27. 2)